

世田谷区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 目的

世田谷区は世田谷区耐震改修促進計画（令和8年4月改定。以下「促進計画」という。）で、住宅の耐震化の目標を「耐震性が不十分な全ての住宅を令和12年度末までにおおむね解消」としている。世田谷区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、住宅の耐震化の目標を実現するためのプログラムの一部として、木造住宅所有者に対して耐震化の重要性を啓発し、木造住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、促進計画の目標を実現するためのプログラムの一部として耐震化に関する取組内容を定めるものである。

3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は区内全域とする。

4 対象建築物

対象とする建築物は、昭和56年5月以前に以前に建てられた旧耐震建築物の木造住宅及び昭和56年6月以降平成12年5月以前に在来軸組構法で建てられた新耐震建築物の木造住宅とする。

5 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

社会経済状況の変化や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況などに適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直し等を行う。

6 取組内容

- ・対象建築物に耐震化の意識啓発及び情報提供に関する資料のポスティングやダイレクトメール等を行う。問い合わせがあった住宅所有者に対し戸別訪問を行い、直接案内を行う。
- ・耐震化支援事業をまとめたパンフレットを作成し、周知する。
- ・区広報および民間企業と連携し、耐震化支援事業の情報を掲示し、周知する。
- ・地域ごとの防災イベント及び建築士を招いた耐震相談会で、耐震化支援事業の情報を周知する。

- ・耐震診断を実施した木造住宅所有者へ、耐震改修工事等の勧告を行う。
- ・耐震診断実施後、一定期間経過しても耐震化が進まない木造住宅所有者に対し、ダイレクトメール等の案内文を送付し、耐震化を促す。
- ・耐震改修事業者の技術力向上を図る取組を都と連携し行い、木造住宅所有者が耐震化を図る際、耐震改修事業者の選定が容易となる様ホームページ等で周知する。

7 実績の公表

アクションプログラムに基づく支援実績を、年度ごとに区ホームページに公表する。